

平成 26 年 10 月 22 日

久喜宮代衛生組合
管理者 田中 暄二 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直也



ご請求いただいた経費及び要望に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「弊社事故」といいます。)により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

また、貴組合におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを、重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 26 年 7 月 25 日付けにていただきました「東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に要した平成 25 年度分等の経費の請求及び要望について」について、下記の通りご回答申し上げます。

記

地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めております。

また、地方公共団体さまへの賠償に係る弊社の考え方をお示ししていく中で、地方公共団体さまからお伺いしたご事情を踏まえ、賠償金のお支払い内容について一部見直しをさせていただき、平成 26 年 5 月に埼玉県さまを通じて「地方公共団体さまへの賠償に係わるご案内」をお知らせさせていただきました。

現在お示しさせて頂いている請求項目以外につきましては、お寄せいただいたご要望を含め、弊社事故により大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識させていただき、個別の事情等をふまえつつ、適切に対応させていただきたいと考えております。

何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以 上